

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

相続人に未成年者がいる場合の遺産分割

Q :先日、夫が交通事故で亡くなりました。相続人は妻の私と高校生の息子です。

ところで、相続人に未成年者がいる場合、遺産分割の協議はどのようにするのでしょうか。

A :子供のために特別代理人の選任を家庭裁判所に請求しなければなりません。

【解説】

民法では、未成年者の法律行為に法定代理人の同意が必要であると定めています。つまり、遺産分割に、未成年者が加わる場合は、その未成年者の法定代理人を選任する必要があります、ということです。

この場合、父親の相続に際して、母親と未成年者の子供が相続人であるとき、母親は、法定代理人になれません。

母親と子供は、相続上利益が相反する関係にあるため、中立的な第三者の選任が必要になります。親権者である母親は、特別代理人の選任申立書を家庭裁判所に提出して、代理人の選任を請求しなければなりません。

特別代理人には、未成年の子のおじ・おばなどの相続人でない親族が選任されたり、場合によっては弁護士が選任されることもあります。

未成年の子がいるにもかかわらず、特別代理人の選任をしないでなされた遺産分割の協議は、無権代理行為として、未成年の子が成人に達した後に追認しない限り無効となります。

